

八雲町で働こう！



八雲町 ・ターン就職奨励金

どんな制度？

八雲町U・ターン就職奨励金とは、産業の担い手と移住定住される方の増加を目的として、町内の学校を卒業された方や、進学や就職により地元を離れた方、新たに町内に転入された方が、町内の事業所に正規雇用された場合に奨励金を交付する制度です。

奨励金額 1年目：30万円(現金) 2年目：20万円(やくも商品券)※

※八雲商工会が発行する、町内登録事業者で使用できる商品券

対象となる人は？

令和4年4月1日以降に町内の事業所に正規雇用された下記のどちらかに当てはまる方

①新規学卒者

- ※町内外の中学、高校、大学、専門学校等を卒業された方
- ※卒業の翌日から1年以内の就職であること



②町外から転入されて来た方

- ※町内に転入後1年以内の就職であること(転勤等は対象外)
- ※前居住地に1年以上住民登録がされていること



条件は？

- 令和4年4月1日以降に就職
- 正規雇用(期間の定めがない)
- 雇用保険被保険者及び被用者保険に加入していること
- 正規雇用時において年齢が満50歳未満であること
- 申請時点で町外への転勤の見込みがないこと
(転勤のある雇用条件でないこと)

等

※詳細は裏面をご覧ください

手続きの流れは？

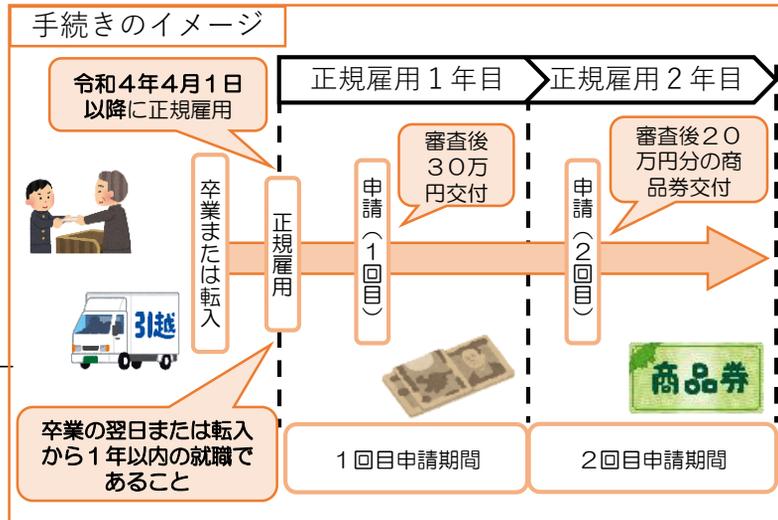
①町内の事業所に就職後、交付申請を行います。1回目の申請期限は、就職した日から1年以内です。

②審査後に30万円が交付されます。

③就職から1年を経過した後、2回目の交付申請を行います。2回目の交付申請期限は就職されてから2年を経過する日までです。

※継続して町内事業所で勤務し、八雲町に住民登録されていること。

④審査後に商品券(20万円分)が交付されます。



本奨励金での正規雇用の定義

期間の定めがない雇用であり、雇用保険被保険者及び被用者保険に加入していること

本奨励金での新規学卒者の定義

申請時点で八雲町に住民登録されており、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校などを卒業した翌日から起算して1年以内の方

対象要件（下記の全てを満たす方）

対象区分	要件の項目	内容
新規学卒者	就職等の要件	卒業した日の翌日から起算して1年以内に町内事業者に正規雇用されていること
新たに町外から転入される方	移住等の要件	①八雲町に転入（住民登録）してから1年以内に町内事業者に正規雇用されていること ②転入前に、他の市区町村の住民基本台帳に1年以上記録されていること
共通 （新規学卒者 ・新たに町外から転入される方）	移住等の要件	①日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ②八雲町に定住の見込みがあること
	就職等の条件	①令和4年4月1日以降に雇用（正規雇用）されていること ②雇用条件等において、町外へ勤務地が変わる見込みがないこと（申請時点での見込み） ③国家公務員および地方公務員でないこと
	その他条件	①正規雇用時において年齢が満50歳未満であること ②過去に八雲町U・Iターン就職奨励金の交付を受けていないこと ③暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと

必要書類

- ①八雲町U・Iターン就職奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）※ゴム印（シャチハタ等）不可
- ②申請者本人の戸籍の附票の写し（新規学卒者は住民票の写しでも可）
- ③在職証明書（様式第5号）
- ④雇用契約書の写し又は労働条件通知書の写し
- ⑤卒業証書の写し又は卒業証明書の写し（新規学卒者のみ）

申請・お問い合わせ先

北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町役場 商工観光労政課
TEL：0137-62-2116 〒049-3192

制度の詳細や申請書などは
町ホームページに掲載しております。
※申請書は商工観光労政課にも用意しております。

